

給油取扱所にかかる関係法令改正がありました

2023年から2024年にかけて、さまざまな法令改正がありました。

複雑なため下記にまとめましたので、改正内容を理解し適切、かつ安全に取扱をお願いします。

2023年12月27日施行

固定給油設備からガソリンを容器に詰め替えられる上限(200ℓ/日)がなくなりました。



※固定給油設備から軽油を容器に詰め替える上限(1,000ℓ/日)に変更はありません。

2023年12月27日施行

給油取扱所内に設置できる建築物の用途が拡大されました。



映画館、飲食店、スーパー、図書館、教会、工場、駐車場、倉庫、事務所等を設置することができるようになりました。

2023年12月27日施行

荷卸し中に固定給油設備及び固定注油設備の使用ができるようになりました。

使用するには、次の措置が必要です。

- 1.給油及び注油ノズルに満量停止措置を設ける。
- 2.地下タンク等及び危険物を注入する移動タンク貯蔵所にはコンタミ防止措置を設ける。

※地下タンク等とは簡易タンクを含みます。
必要な事項を予防規程に定めることが必要です。

2023年12月27日施行

固定給油設備から軽油を車両に固定された4,000ℓ以下のタンク(内部を2,000ℓ以下ごとに仕切ったものに限ります。)に上部マンホール等から注入することができるようになりました。



※固定給油設備から軽油を容器に詰め替える上限(1,000ℓ/日)に変更はありません。

2024年3月1日施行

乗用車等によるプラスチック容器でのガソリン運搬が可能になりました。

容器は次のいずれにも該当する必要があります。

- 1.UN規格で容器記号3H12が付されていること。
- 2.最大容量が10ℓ以下であること。
- 3.製造日から5年以内であること。

上記のプラスチック製容器は運搬する場合のみに認められているため、保管する場合は従来どおり金属製の容器に入れて保管してください。



2023年12月27日施行

営業時間外に安全対策を行うことで係員以外のものが出入りできることとなりました。

営業時間外に給油取扱所以外の用途で使用できるようになりました。

必要な事項を予防規程に定めることが必要です。

2023年12月27日施行

尿素水溶液供給機及び急速充電設備の位置、構造又は設備の基準が定められました。